

処 分 基 準

令和4年1月31日作成

| |
|---|
| 法 令 名 : 道路交通法 |
| 根 拠 基 準 : 第22条の2第1項 |
| 処 分 概 要 : 最高速度違反行為に係る指示 |
| 原権者(委任先) : 岐阜県公安委員会 |
| 法令の定め : |
| 処 分 基 準 : 「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないときとは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反行為が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 <ul style="list-style-type: none">・ 車両の使用者が、運転者に車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合・ 同一の車両について使用者の業務に関して最高速度違反行為が繰り返された場合・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について使用者の業務に関して最高速度違反行為が繰り返された場合 などである。 |
| 問い合わせ先 : 岐阜県警察本部交通部交通指導課指導取締係 (電話 058-271-2424) |
| 備 考 : |